

完了検査申請書及び中間検査申請書に添付する書類について

呉市建築基準法施行細則（平成6年呉市規則第9号）第7条の規定により、次表の区分に応じ、必要となる書類を添付してください（2025年（令和7年）4月1日以降工事着手した建築物に適用）。

	対象となる建築物	添付書類	提出時期
1	地業工事の施工がある建築物 （構造耐力上主要な部分である基礎ぐいを施工するもの）	地業工事監理状況報告書	中間検査申請時 又は 完了検査申請時
2	木造の建築物 （階数3以上又は延べ面積300㎡超）	木造工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時※7
3	鉄骨造の建築物 （階数3以上、延べ面積500㎡超又は柱スパン15m超）	鉄骨工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時※7
4	鉄筋コンクリート造の建築物 （階数3以上又は延べ面積500㎡超）	・コンクリート工事監理状況報告書 ・鉄筋工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時※7
5	鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 （階数3以上、延べ面積500㎡超又は柱スパン15m超）	・鉄骨工事監理状況報告書 ・コンクリート工事監理状況報告書 ・鉄筋工事監理状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時※7
6	土砂災害防止法※1に規定する土砂災害特別警戒区域を含む建築物 ※2 ※3	土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書	中間検査申請時 及び 完了検査申請時※7
7	建築物省エネ法※4に規定する特定建築行為をしようとする建築物	省エネ基準工事監理状況報告書	完了検査申請時
8	法第6条の4による確認の特例を受ける木造の建築物	・壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した各階平面図 ・建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下、「令」という。）第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類 ・令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類	中間検査申請時
9	構造計算を行わない木造の建築物 （木造一戸建て住宅等）※5	継手又は仕口の緊結方法等を確認できる書類※6	中間検査申請時

※1 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）

※2 居室を有しない建築物又は建築基準法第6条第1号若しくは第2号に規定にする建築物を除く。

※3 令第80条の3の規定に適合することの確認を確認申請時に提出したものを除く。

※4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）

※5 建築基準法施行規則第1条の3第1項第1号に規定する特定木造建築物（高さ16m以下の建築物のうち、階数2かつ300㎡以下及び平屋かつ200㎡超300㎡以下の木造建築物）

※6 確認申請時から使用する金物の仕様の変更があった場合に限る。

※7 特定工程に係る建築物については、完了検査申請時に添付する報告書は中間検査後に行われた工事に係るものに限る。